

県民会議だより



ぼうついで

暴 追

No. **79**

7.1.2019

暴力団三ない運動
恐れない
金を出さない
利用しない

プラスワン
+1

交際しない



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議

(千葉県公安委員会指定)千葉県暴力団追放運動推進センター
〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内

ツイニゴヨー ヤクザゼロ

TEL **043-254-8930**

フリーダイヤル **0120-089354**

撮影場所：佐倉市（佐倉ふるさと広場）
写真提供：千葉県



千葉県警察本部刑事部

組織犯罪対策本部長

松木 伸二

暑中お見舞い申し上げます。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の皆様には、平素から暴力団追放運動を始め警察業務の各般にわたり、深いご理解と温かいご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、千葉県暴力団追放県民会議におかれましては、本年6月、設立30周年を迎えられ、心よりお祝い申し上げます。

ここで、設立からの30年を簡単に振り返らせていただきます。

平成元年に県・市町村、民間の方々により財団法人として設立された後、平成4年には、千葉県公安委員会から暴力追放運動推進センターに指定されました。その後、平成22年に公益財団として法人化され、平成26年には国家公安委員会から適格都道府県センターに認定されております。

これまで様々な活動に取り組んでこられ、中でも、千葉県公安委員会からの委託による、暴力団等の活動による被害を防止するための不当要求防止責任者講習の受講者数は、何と5万人にも達し、正に、県民の方々の暴力団排除に係る意識・気運の向上等に多大な功績を残されております。

一方、暴力団情勢に目を向けますと、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行された平成4年当時約91,000人いた暴力団員は、昨年末現在、約30,500人で、約3分の1に減少しており、これは、千葉県暴力団追放県民会議が中心となり、官民一体となって暴力団排除、追放等に取り組んでいただいた、一つの成果であると考えております。

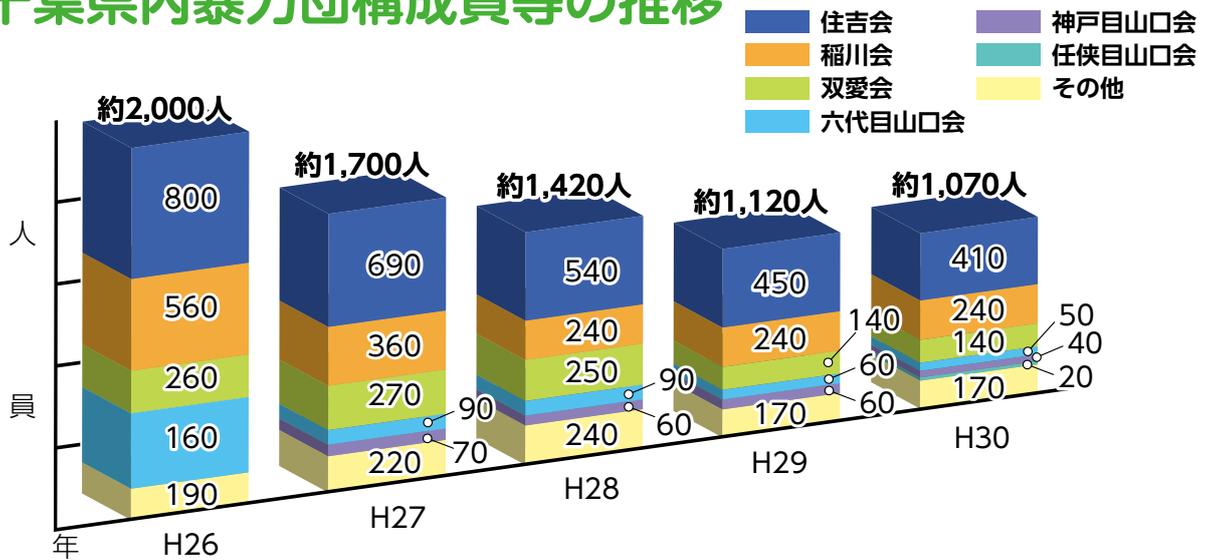
しかしながら、全国的には、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争に起因する不法行為がいまだに発生するなど、依然として予断を許さない状況にあることに加え、県内においても、暴力団は、覚醒剤、賭博等の伝統的な資金獲得活動のほか、企業活動を仮装した資金獲得活動を行って組織の維持・拡大を図るなど、県民の皆様には不安と脅威を与えております。

こうした情勢下、県警といたしましては、より一層、千葉県暴力団追放県民会議をはじめ、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなど、関係機関と連携・協力しながら、その弱体化、壊滅に向けて、引き続き、強力かつ積極的な暴力団対策を講じてまいりますので、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

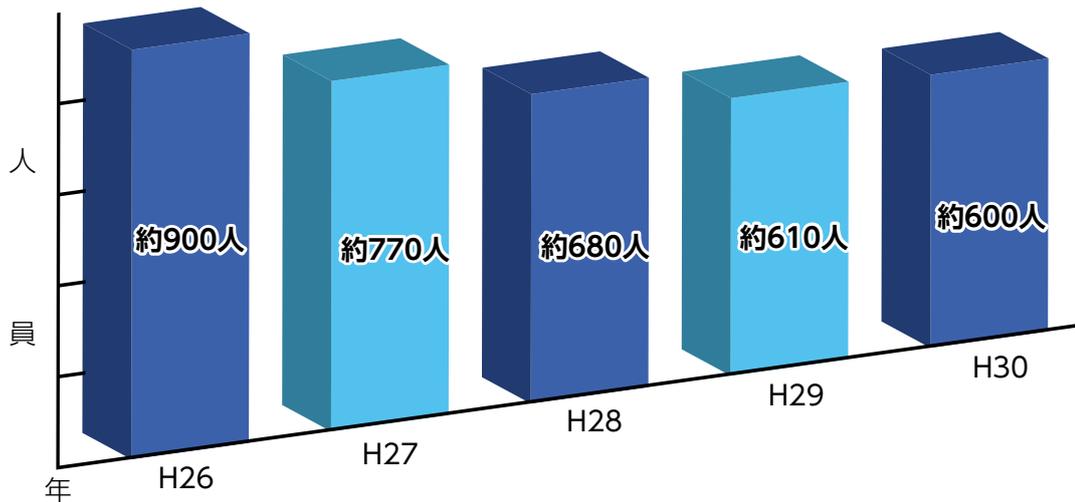
結びに、皆様のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、巻頭の挨拶とさせていただきます。

平成30年中の千葉県内の暴力団情勢等

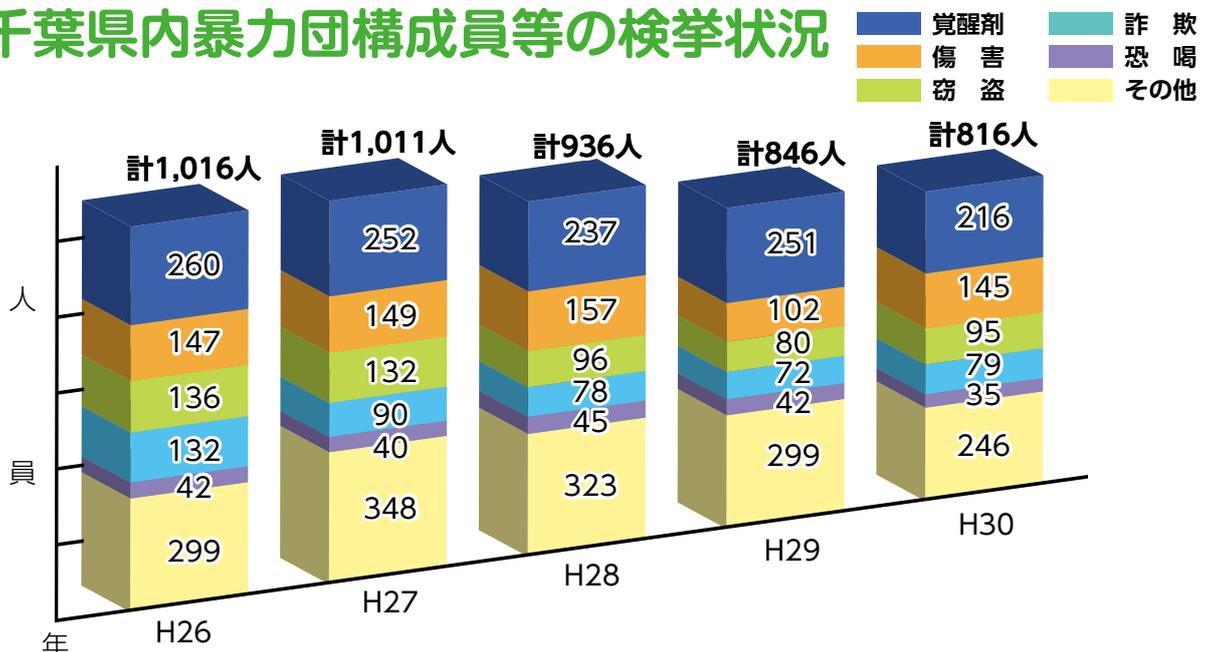
1 千葉県内暴力団構成員等の推移



2 千葉県内暴力団構成員の推移



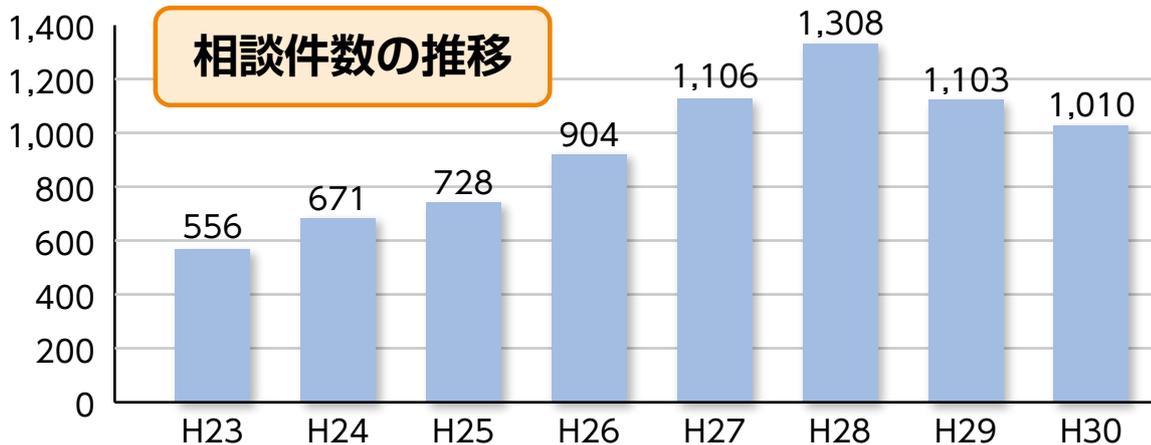
3 千葉県内暴力団構成員等の検挙状況



平成30年中の暴力相談概要

平成30年中に（公財）千葉県暴力団追放県民会議に寄せられた暴力相談の件数は、1,010件（面接78件、電話844件、文書86件、その他2件）でした。

相談の概要は下図のとおりですが、千葉県暴力団排除条例が施行された平成23年以降年々増加傾向にありましたが、近年は減少傾向に転じています。しかしながら、暴力団等反社会的勢力に関する相談件数は、全国の中でも高い水準で推移しています。



相談の内容

暴対法第9条関係の相談	2件
民事関係の相談	1件
刑罰法令関係の相談	13件
離脱・就労関係の相談	5件
行政対象暴力関係の相談	8件
県民会議事業等の相談	22件
その他暴力関係相談	959件
合計	1,010件

相談者の職業区分

金融・保険業	719件
不動産業	80件
農林水産業、運輸業	10件
建設業・産廃業	23件
卸・小売業等	14件
サービス業等	13件
ゴルフ場等娯楽業	18件
公務員・公益事業	14件
その他	98件
不明	21件

暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

千葉県暴力団追放県民会議では暴力団員による不当な行為に関する相談や契約等の相手方が暴力団員であるか否かの照会に対しては、専門的知識・経験を有する常勤の暴力追放相談委員、非常勤の弁護士・少年指導委員・保護司・警察OBにより無料で対応するほか、警察・弁護士等関係機関と連携し、適切に対応しています。



平成30年中の相談対応事例

● 事例 1

図書購読要求

県内で建設関係の会社を経営する代表者に、政治結社を名乗る男性から「北方領土に関する図書を購入して欲しい。」と要求する電話があった。代表者は「必要ありません」と断り一方的に電話を切ったが、相手が右翼関係者なので不安です。再度連絡があったらどの様に対処したらよいか。

対応

購入意思がないことを明確に告げて断っているので契約は不成立です。今後、連絡があっても同様に毅然と断って下さい。万一、書籍等が送り付けられたら「受取拒否」と明記して返送するよう助言し、対応マニュアルの資料を送付した。※その後の連絡なし。

● 事例 2

管理するアパートから右翼関係の入居者を退去させたい

賃貸物件管理会社から、管理するアパートに右翼団体を名乗っている居住者がいて、他の居住者を恫喝するなど苦情が相次いでいる。契約者は、入居者の実弟でしたので契約違反ですが、穏便に退去して貰う方法はないでしょうか。

対応

刑事事件に該当する疑いがあったことから、相談者の承諾を得て管轄警察署へ通報すると共に当該警察署への相談を助言した。その後相談者は、警察の指導により契約者本人に退去を要請したところ速やかに退去し解決した。

● 事例 3

元暴力団組員からの就労相談

現在、高齢の母親と病気の弟と3人家族で暮らしている。就職しても暴力団ということで職場での関係が上手く行かず長続きしない。真面目に働いて母親に楽な生活をさせたいので千葉県暴力団追放県民会議で就労を支援して欲しい。

対応

千葉県暴力団追放県民会議において、県警社会復帰アドバイザーと共に相談者本人と面接した結果、就労意欲が確認出来たことから、千葉公共職業安定所と連携を図り、暴力団社会復帰対策協議会（事務局 千葉県暴力団追放県民会議）の協賛企業において面接を行い運転手として採用された。

最近の暴力団情勢は、全国、県内ともに緩やかながら減少している一方、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争に起因する不法行為がいまだに発生するなど、依然として予断を許さない状況にあります。また、県内の暴力団組織は、組織の維持・拡大を図るため覚醒剤、賭博等の伝統的な資金獲得活動のほか、あらゆる手段を講じて資金源を得ております。今回は、本年上半期に扱った事件の一部について紹介をします。

鎌ヶ谷市内における詐欺事件で稲川会傘下組織組長ら3人を逮捕

稲川会傘下組織組長ら3人は、共謀の上、被害者が所有する鎌ヶ谷市内に所在する一戸建て住宅に居住する目的で賃貸借契約を締結するにあたり、賃借人及び同居人が暴力団関係者でないことが賃貸借契約の条件となっていることを知りながら、虚偽の申込みをして、平成30年5月2日、前記一戸建て住宅の建物賃貸借契約を締結させて引渡しを受けた疑いで逮捕した。

山武市内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（無許可営業）で双愛会傘下組織幹部組員ら2人を逮捕

被疑者甲は、匝瑳市内所在の社交飲食店を経営する者、被疑者乙は、同店店長として稼働する者であるが、両者は共謀の上、千葉県公安委員会から風俗営業の許可を受けずに、平成30年12月21日午後9時30分頃から同日午後11時15分頃までの間、同店内において、設備を設け、女性従業員らに客の接待をさせ、酒肴を提供して飲食させる営業を営んだ疑いで逮捕した。

再発防止命令違反で松葉会系傘下組織組員を逮捕

被疑者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により指定された暴力団松葉会系傘下組織に所属する暴力団員であり、平成30年12月13日千葉県公安委員会から1年間、営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入することを要求すること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、平成30年12月15日午後1時過ぎ頃、千葉県内に所在する会社の代表取締役に対して、日常業務に用いる正月用飾り物を購入することを要求し、前記再発防止命令に違反した疑いで逮捕した。



捜査第四課 お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は
千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係まで
県警本部電話 043-201-0110(代表)

不当要求防止責任者講習の開催

千葉県暴力団追放県民会議では、千葉県公安委員会から委託を受け、暴力団対策法に基づいて各事業所等の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などについての講習を行っています。

責任者講習に関する問い合わせ先

千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係
電話 043-201-0110 (内線4454)
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議 講習担当係
電話 043-254-8930



受講修了書
交付5万人目

かずさアカデミア会場
(平成31年4月16日)

協議会・総会・研修会等の開催

◆ 商店街からの暴力団排除と団結
 茂原商店会連合会暴力団排除宣言式

(平成31年1月22日)



◆ 建設業界から反社会勢力の排除

千葉県暴力団追放県民会議ゼネコン連絡協議会総会

(平成31年2月6日)



◆ 金融業界からの暴力団排除
 千葉県銀行警察連絡協議会運営委員会

(平成31年2月19日)



◆ 暴力相談体制の強化

暴力追放相談委員委嘱式

(平成31年4月5日)



◆ 反社会的勢力に万全な体制で
 千葉県証券警察連絡協議会定時総会

(平成31年4月17日)



◆ 企業対象暴力を断固として拒否

千葉県企業防衛協議会総会

(令和元年5月9日)



◆ リゾート地域から暴力団追放
 舞浜リゾート暴力団排除連絡会定時総会

(令和元年5月10日)



◆ 地域の暴力団に負けない組織づくり

佐倉市暴力団排除対策協議会総会・研修会

(令和元年5月29日)



大会開催のご案内

下記大会を開催します。県民総ぐるみによる暴力団追放運動として積極的な参加をお願い申し上げます。

暴力団追放千葉県民大会 千葉県暴力団追放県民会議 設立30周年記念

日時 令和元年 10/29 (火) 午後1時30分から

場所 千葉県教育会館新館 大ホール 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県暴力団追放県民会議シンボルマーク

千葉県暴力団追放県民会議では、設立30周年を記念してシンボルマークを制定しました。



●シンボルマークの意味

背景にある「B」の図柄は、「暴力団追放県民会議」の「B」を、手前にある拳の図柄は、「県警、行政、弁護士会、地域、職域の団結」と「暴排に対する気持ちの強さ」を表し、「CHIBA」の文字は、「千葉県民総ぐるみの取り組み」を示したものです。色彩については、千葉県を連想させる「海の青」色を基本としますが、TPOに応じてマークの色彩・色調を変えて使用する予定です。

ホームページのリニューアル

千葉県暴力団追放県民会議では、設立30周年を機にホームページをリニューアルしました。是非ご覧下さい。

ツイニゴヨーヤクザゼロ



賛助会員募集

千葉県暴力団追放県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人等の方々に「賛助会員」として募集しています。現在、27団対265企業（令和元年6月現在）にご加入していただき、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。

- 入会手続/千葉県暴力団追放県民会議事務局（043-254-8930）までご連絡ください。入会申込書をお送りします。
- 賛助金/千葉県暴力団追放県民会議は、公益財団法人ですので、賛助金は税法上の優遇措置を受けることができます。賛助会員の皆様には、会員章（縦45cm・横15cm）の交付、機関紙、暴追資料・ポスター等の配付を行います。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL : 043-254-8930 FAX : 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp> メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp